

第 79 期

BX

文化シヤッター

定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月17日（火曜日）
午前10時

場所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社 2階ホール

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 |

<株主提案（第5号議案および第6号議案）>

- | | |
|-------|--------------------|
| 第5号議案 | 自己株式取得の件 |
| 第6号議案 | 社外取締役の員数に関する定款変更の件 |

証券コード：5930

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループでは、2024年度より「恒久的な企業価値の創出を目指して」を基本テーマとする中期経営計画をスタートさせ、2年目となる2025年度は、「効率的な業務プロセスの構築」を基本テーマとし、昨年度の「徹底した業務プロセスの見える化」で顕在化した生産性や成長を妨げる課題に対し、新たな意識、発想、着眼点から利益創出の仕組みを再構築し、中計最終年度に最大限の成果を生み出すべく、改革を実行してまいります。

また、当社は今年、創立70周年を迎えるました。先人の努力と功績に敬意を抱き、これからも全てのステークホルダーへ感謝の念を込め、世の中に「安心」「安全」を提供する『快適環境のソリューショングループ』として進化し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。



2025年5月
代表取締役社長
小倉 博之

目 次

第79期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	32
連結計算書類	54
計算書類	56
監査報告	58
株主メモおよびトピックス	64

社 是

誠実

誠実とは心のふれあいである。
真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力

努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕

奉仕は自発的な行為、行動で
お客様や社会のお役に立つこと。

経 営 理 念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

C S R憲章

1. 成長と共に
2. 社会と共に
3. 地球と共に
4. 働く仲間と共に

株主各位

証券コード 5930
2025年5月30日

東京都文京区西片一丁目17番3号

文化シヤッター株式会社

代表取締役会長 潮崎敏彦

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「文化シヤッター」または「コード」に当社証券コード「5930」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月16日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月17日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社 本社 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的 事項
報告事項 1. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

<株主提案（第5号議案および第6号議案）>

- 第5号議案 自己株式取得の件
第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月16日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2025年6月16日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものをお有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（以下「交付書面」といいます。）を送付しております。ただし、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は前記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月17日（火曜日）午前10時

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月16日（月曜日）午後5時30分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月16日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 書面による議決権行使のご案内

行使期限：2025年6月16日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示していただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



### ■記入方法のご案内

|                                                                                         |  |      |                                                                                                    |       |               |       |               |                                                                               |  |                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------|-------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議決権行使書                                                                                  |  | 株主番号 | 議決権行使個数                                                                                            |       |               |       | 個             | お願い                                                                           |  |                                                                                                                        |
| 文化シヤッターリミテッド会社 御中                                                                       |  |      | 会社提案                                                                                               |       |               |       |               | 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月16日午後5時30分までに到着するようご返送ください。   |  |                                                                                                                        |
| 私は、2025年6月17日開催の貴社第79期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権行使します。           |  |      | 第1号議案                                                                                              | 第2号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第3号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第4号議案                                                                         |  | 2. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。                                      |
| 2025年 月 日                                                                               |  |      | ○                                                                                                  | ○     |               | ○     | ○             | ○                                                                             |  | 3. 賛否○印表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。                                                                                |
| 各議案につき、賛否の表示をされない場合は、会社提案につきては賛成、株主提案につきては反対の表示があったものとして取り扱います。                         |  |      | ○                                                                                                  | ○     |               | ○     | ○             | ○                                                                             |  | 4. 議決権行使書用紙を複数枚ご使用される場合、以下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてクセスし2025年6月16日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。 |
| 文化シヤッターリミテッド会社                                                                          |  |      | （ご注記）株主総会の各議案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第5号議案および第6号議案につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「反」に○印でご表示ください。 |       |               |       |               | スマートフォン用<br>議決権行使<br>ウェブサイト<br>QRコード<br>QRコード(日本語)イングリッシュ<br>QRコード(英語)イングリッシュ |  |                                                                                                                        |
| インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。<br>株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。 |  |      |                                                                                                    |       |               |       |               |                                                                               |  |                                                                                                                        |

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第5号議案および第6号議案は一部の株主さまからのご提案です。  
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。  
詳細は28頁以降をご参照ください。

### ■記入例

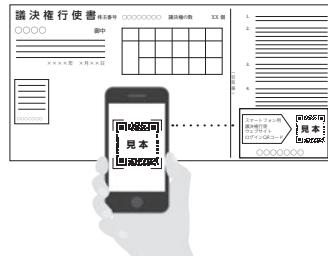
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |               |                                  |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------|-------|---------------|----------------------------------|-------|--|--|--|-------|-------|---------------|-------|---------------|-------|-------|---|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|---|--|------|--|---|---|--|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------|-------|---|------|--|---|--|---|-------|-------|--|---|--|------|-------|--|--|--|---|---|--|--|--|---|---|--|--|--|---|---|--|--|--|---|---|--|--|--|
| 会社提案・取締役会の意見に<br>ご賛成いただける場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |               |       |               | 会社提案・取締役会の意見に反対、<br>株主提案に賛成される場合 |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| <table border="1"><tr><td colspan="5">会社提案</td></tr><tr><td>第1号議案</td><td>第2号議案</td><td>（「否」の欄に○印を記入）</td><td>第3号議案</td><td>（「否」の欄に○印を記入）</td><td>第4号議案</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr></table>                                                                                  |       |               |       |               | 会社提案                             |       |  |  |  | 第1号議案 | 第2号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第3号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第4号議案 | ○     | ○ |  | ○ |   | ○ | ○ | ○ |  | ○ |   | ○ | <table border="1"><tr><td colspan="5">会社提案</td></tr><tr><td>第1号議案</td><td>第2号議案</td><td>（「否」の欄に○印を記入）</td><td>第3号議案</td><td>（「否」の欄に○印を記入）</td><td>第4号議案</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr></table> |  |   |   |  | 会社提案 |  |   |   |  | 第1号議案 | 第2号議案 | （「否」の欄に○印を記入）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第3号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第4号議案 | ○ | ○    |  | ○ |  | ○ | ○     | ○     |  | ○ |  | ○    |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 会社提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |               |       |               |                                  |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 第1号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第2号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第3号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第4号議案                            |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               | ○     |               | ○                                |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               | ○     |               | ○                                |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 会社提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |               |       |               |                                  |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 第1号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第2号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第3号議案 | （「否」の欄に○印を記入） | 第4号議案                            |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               | ○     |               | ○                                |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               | ○     |               | ○                                |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| <table border="1"><tr><td colspan="5">株主提案</td></tr><tr><td>第5号議案</td><td>第6号議案</td><td></td><td></td><td></td><td>株主提案</td><td>第6号議案</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> |       |               |       |               | 株主提案                             |       |  |  |  | 第5号議案 | 第6号議案 |               |       |               | 株主提案  | 第6号議案 |   |  |   | ○ | ○ |   |   |  | ○ | ○ |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | ○ | ○ |  |      |  | ○ | ○ |  |       |       | <table border="1"><tr><td colspan="5">株主提案</td></tr><tr><td>第5号議案</td><td>第6号議案</td><td></td><td></td><td></td><td>株主提案</td><td>第6号議案</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> |       |               |       |   | 株主提案 |  |   |  |   | 第5号議案 | 第6号議案 |  |   |  | 株主提案 | 第6号議案 |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  |
| 株主提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |               |       |               |                                  |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 第5号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第6号議案 |               |       |               | 株主提案                             | 第6号議案 |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               |       |               | ○                                | ○     |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               |       |               | ○                                | ○     |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 株主提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |               |       |               |                                  |       |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| 第5号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第6号議案 |               |       |               | 株主提案                             | 第6号議案 |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               |       |               | ○                                | ○     |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○     |               |       |               | ○                                | ○     |  |  |  |       |       |               |       |               |       |       |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |   |   |  |      |  |   |   |  |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |               |       |   |      |  |   |  |   |       |       |  |   |  |      |       |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

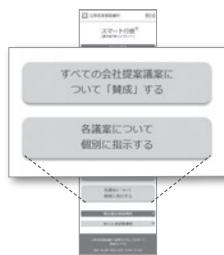
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力  
実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

##### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおり第79期の期末配当をいたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の種類

金銭をいたします。

###### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金42円をいたしたいと存じます。

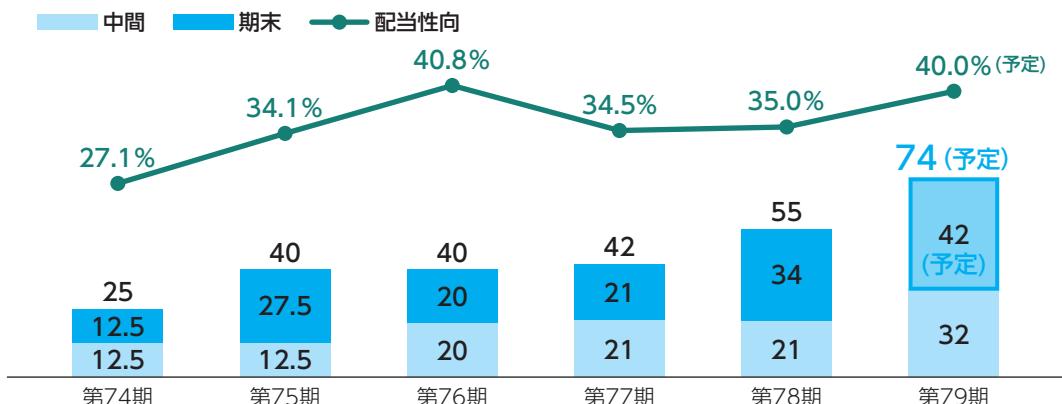
なお、この場合の配当総額は3,001,094,586円となります。

(2024年12月1日に中間配当金として1株につき32円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は1株につき74円となります。)

###### (3) 剰余金の配当の効力発生日

2025年6月18日をいたしたいと存じます。

### 【ご参考】1株当たりの配当金の推移



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経ております。また、当社の監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名      | 性別 | 現在の当社における地位・担当                                        |
|-------|---------|----|-------------------------------------------------------|
| 1     | 潮 崎 敏 彦 | 男性 | 代表取締役会長 <span>再任</span>                               |
| 2     | 小 倉 博 之 | 男性 | 代表取締役社長 執行役員社長 <span>再任</span>                        |
| 3     | 三 田 充   | 男性 | 取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当 <span>再任</span>                 |
| 4     | 市 川 治 彦 | 男性 | 取締役 常務執行役員 業務、海外担当 <span>再任</span>                    |
| 5     | 大 岡 忠 仁 | 男性 | 取締役 上席執行役員 製造、新事業、商品開発担当 <span>再任</span>              |
| 6     | 後 藤 伸 樹 | 男性 | 取締役 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span> |
| 7     | 楠 瀬 玲 子 | 女性 | 取締役 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span> |
| 8     | 森 田 純 恵 | 女性 | — <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>   |
| 9     | 村 上 佳 代 | 女性 | — <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>   |

- (注) 1. 後藤伸樹、楠瀬玲子の両氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、森田純恵、村上佳代の両氏は、新任の社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 後藤伸樹、楠瀬玲子の両氏は、2024年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。
3. 当社は、後藤伸樹、楠瀬玲子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、森田純恵、村上佳代の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役候補者である楠瀬玲子氏が株式会社NIPPOの社外取締役として在任中の2024年4月20日、同社は、同社子会社が納入した一部工事において設計図書と異なる仕様のアスファルト合材が使用されていた事実を社外公表し、2025年4月11日、同社は国土交通省の地方整備局等から最長4か月の指名停止措置を受けました。同氏は、同社の社外取締役として、かねてより取締役会において法令・コンプライアンス遵守の重要性を指摘するとともに、内部通報体制の運用状況の監督、リスク管理体制の運用状況の監督と改善に向けた指摘を行ってきました。本件情報に接した以降は、コンプライアンス遵守と企業価値毀損リスク低減に向けて、経営陣とコミュニケーションを実施し、外部調査委員会の設置や社内の取り組みが適切に実施されるよう監督を行うことを通じて、その責務を果たしています。
6. 楠瀬玲子氏の戸籍上の氏名は、石井玲子であります。
7. 村上佳代氏の戸籍上の氏名は、金澤佳代であります。

候補者番号

1

しおざき  
潮崎  
としひこ  
敏彦

1947年(昭和22年)12月13日生

再任



### ■所有する当社の株式数

100,500株

### ■略歴、地位および担当

|              |     |                       |
|--------------|-----|-----------------------|
| 1970年(昭和45年) | 3月  | 当社入社                  |
| 1984年(昭和59年) | 4月  | 当社 福岡工場長              |
| 1987年(昭和62年) | 4月  | 当社 福岡支店長              |
| 1990年(平成2年)  | 4月  | 当社 千葉支店長              |
| 1993年(平成5年)  | 4月  | 当社 システム部長             |
| 1998年(平成10年) | 10月 | 当社 人事部長               |
| 2006年(平成18年) | 4月  | 当社 執行役員 人事部長          |
| 2007年(平成19年) | 4月  | 当社 執行役員 業務担当          |
| 2007年(平成19年) | 6月  | 当社 取締役 上席執行役員 業務担当    |
| 2009年(平成21年) | 4月  | 当社 取締役 上席執行役員 企画管理本部長 |
| 2011年(平成23年) | 4月  | 当社 取締役 常務執行役員 業務担当    |
| 2012年(平成24年) | 6月  | 当社 取締役 専務執行役員 業務担当    |
| 2016年(平成28年) | 4月  | 当社 代表取締役社長 執行役員社長     |
| 2021年(令和3年)  | 4月  | 当社 代表取締役会長(現在に至る)     |

### ■重要な兼職の状況

一般社団法人 日本シヤッター・ドア協会 会長

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■取締役候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、当社グループにおける多くの業務での幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。その後、2016年には代表取締役社長に就任、5カ年の中期経営計画の実行を強力に牽引し、2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の事業経営に取り組むなど、取締役としての職責を果たしております。

上記に加えて、現在は(一社)日本シヤッター・ドア協会の会長も務め、防火設備、防災事業の普及・促進等、安全・安心に関わる社会的な事業活動の推進・向上を図っております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）7月 当社入社  
2002年（平成14年）4月 当社 南九州支店長  
2005年（平成17年）4月 当社 九州特販支店長  
2008年（平成20年）4月 当社 中四国支社長  
2010年（平成22年）4月 当社 執行役員 九州支社長  
2011年（平成23年）4月 当社 執行役員 西日本事業本部長  
2011年（平成23年）6月 当社 取締役 上席執行役員 西日本事業本部長  
2016年（平成28年）4月 当社 取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長  
2018年（平成30年）4月 当社 取締役 常務執行役員 営業担当  
2021年（令和3年）4月 当社 代表取締役社長 執行役員社長（現在に至る）

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■取締役候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、営業部門の統括責任者を歴任し、2021年の代表取締役社長に就任以後は、3カ年の中期経営計画の実行において強いリーダーシップを発揮、また2024年からは新たな中期経営計画の実行に取り組むなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1982年(昭和57年)4月 当社入社  
2001年(平成13年)4月 当社 多摩支店長  
2005年(平成17年)4月 当社 神奈川支店長  
2009年(平成21年)4月 当社 福岡支店長  
2011年(平成23年)4月 当社 中部支店長  
2013年(平成25年)4月 当社 執行役員 特需事業本部長  
2014年(平成26年)4月 文化シヤッターサービス株式会社 代表取締役社長  
2018年(平成30年)4月 当社 常務執行役員 ビル建材事業本部長  
2018年(平成30年)6月 当社 取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長  
2021年(令和3年)4月 当社 取締役 常務執行役員 東日本事業本部長  
2024年(令和6年)4月 当社 取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当  
(現在に至る)

### ■所有する当社の株式数

17,900株

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■取締役候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者および東日本エリアの営業部門の責任者を歴任、2024年からは営業、設計、施工部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）4月 当社入社  
2007年（平成19年）4月 当社 人事部長  
2012年（平成24年）4月 当社 人事総務部長  
2013年（平成25年）4月 当社 執行役員 人事総務部長  
2016年（平成28年）4月 当社 常務執行役員 業務担当  
2018年（平成30年）6月 当社 取締役 上席執行役員 業務担当  
2021年（令和3年）4月 当社 取締役 常務執行役員 業務担当  
2024年（令和6年）4月 当社 取締役 常務執行役員 業務、海外担当  
(現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■取締役候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任以後も同様に本社管理部門の統括責任者として、また、2024年からは新たに海外担当としての役割も加わり、当社グループの業務拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1984年(昭和59年)4月 当社入社  
2013年(平成25年)4月 当社 秋田工場長  
2015年(平成27年)4月 当社 製造企画部長  
2018年(平成30年)4月 当社 執行役員 製造企画部長  
2020年(令和2年)4月 当社 常務執行役員 製造担当  
2024年(令和6年)4月 当社 常務執行役員 製造、新事業、商品開発担当  
2024年(令和6年)6月 当社 取締役 上席執行役員 製造、新事業、商品開発担当(現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■所有する当社の株式数

4,100株

### ■取締役候補者として指名する理由

大岡忠仁氏は、1984年の入社以来、主に製造、技術部門における業務経験や専門的知見を有しております。2020年以降は、製造、品質保証、購買等を含めた製造部門の統括責任者として、また、2024年からは新たに新事業、商品開発担当としての役割も加わり、同年の当社取締役就任以後も同様に当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

- 1983年(昭和58年) 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社  
 1990年(平成2年) 12月 東京海上エム・シー投資顧問株式会社(現東京海上アセットマネジメント株式会社)出向  
 1999年(平成11年) 7月 同社 運用第一部長  
 2003年(平成15年) 7月 同社 投資調査部長  
 2006年(平成18年) 4月 同社 執行役員 投信本部長  
 2013年(平成25年) 7月 東京海上不動産投資顧問株式会社 代表取締役兼執行役員社長(2016年10月 東京海上アセットマネジメント株式会社に吸収合併)  
 2016年(平成28年) 10月 東京海上アセットマネジメント株式会社 常務取締役兼不動産本部長  
 2018年(平成30年) 4月 同社 常務取締役兼オルタナティブ運用本部長  
 2020年(令和2年) 4月 同社 常務執行役兼管理本部長  
 2022年(令和4年) 4月 同社 常務執行役兼運用本部長  
 2024年(令和6年) 6月 当社 取締役(社外取締役)(現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

後藤伸樹氏は、2024年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監督を行っております。

また、大手資産運用会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や、投資家、株主視点での高い専門性を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

|              |     |                                          |
|--------------|-----|------------------------------------------|
| 1990年(平成2年)  | 4月  | 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入社                  |
| 1998年(平成10年) | 8月  | ハイペリオン株式会社(現オラクル・コーポレーション)入社             |
| 2001年(平成13年) | 10月 | 富士重工業株式会社(現株式会社SUBARU)入社                 |
| 2005年(平成17年) | 10月 | 同社 広報IR室長                                |
| 2011年(平成23年) | 7月  | 同社 スバル海外第一事業本部 北米企画部次長                   |
| 2013年(平成25年) | 6月  | 株式会社LIXIL トイレ洗面GBU CFO                   |
| 2015年(平成27年) | 4月  | 同社 執行役員 LIXIL Water Technology Japan CFO |
| 2019年(令和元年)  | 7月  | 同社 理事 経理財務本部 経理標準化推進部長                   |
| 2020年(令和2年)  | 2月  | 日本板硝子株式会社 常務執行役員副CFO                     |
| 2020年(令和2年)  | 7月  | 同社 執行役常務CFO                              |
| 2024年(令和6年)  | 6月  | 当社 取締役(社外取締役)(現在に至る)                     |

### ■所有する当社の株式数

400株

### ■重要な兼職の状況

株式会社NIPPO 社外取締役  
帝人株式会社 社外取締役

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

楠瀬玲子氏は、2024年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監督を行っております。

また、大手メーカーの経営に携わってきたことによる幅広い見識や、複数のメーカーにおいて海外事業、IR担当、CFOを経験するなど、豊富な経験と専門性を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

- 1983年(昭和58年) 4月 富士通株式会社入社  
 2005年(平成17年) 7月 同社 通信部門SEI CMMI L3認定プロジェクト推進部門  
 プロジェクト部長  
 2006年(平成18年) 9月 同社 次世代ネットワークBT21CNプロジェクト推進部  
 門部長  
 2008年(平成20年) 10月 同社 ネットワークプロダクトグローバル製品企画部門  
 プロジェクト統括部長  
 2010年(平成22年) 10月 同社 ネットワークプロダクト北米向け伝送装置ソフト  
 開発部門 統括部長  
 2014年(平成26年) 4月 株式会社富士通研究所ソフトウェア研究所 主席研究員  
 2015年(平成27年) 4月 同社 ソフトウェア研究所主席研究員 兼  
 富士通株式会社共通ソフトウェア開発技術本部  
 シニアディレクター  
 2018年(平成30年) 1月 株式会社富士通ゼネラル 空調機システム開発部  
 主席部長  
 2019年(平成31年) 4月 同社 経営執行役(空調機システム開発担当)  
 2022年(令和4年) 4月 公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部  
 情報工学科 教授(現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

- 公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科 教授  
 住友重機械工業株式会社 社外取締役  
 日本光電工業株式会社 社外取締役

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

森田純恵氏は、大手情報通信会社においてグローバルな視点で経営に携わってきたことによる幅広い見識や、情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発者としての豊富な実務経験、また、現在、大学教授を務めるなど情報工学の専門家として豊富な知識を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を新たに社外取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1996年(平成8年) 12月 有限会社エムケイコネット設立  
 2001年(平成13年) 5月 ネットイヤーグループ株式会社入社  
 2007年(平成19年) 3月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社  
 　　ツタヤオンラインメディア事業部  
 　　マーケティングマネージャー  
 2012年(平成24年) 9月 楽天株式会社入社(現楽天グループ株式会社)  
 　　楽天イーモバイル株式会社 マネージャー兼務  
 2013年(平成25年) 9月 P.G.C.D.ジャパン株式会社入社  
 　　上場準備室 マネージャー  
 2016年(平成28年) 10月 株式会社シナプラス入社 コンサルタント  
 2020年(令和2年) 6月 エン・ジャパン株式会社 社外取締役  
 2020年(令和2年) 7月 Kazu and Company 合同会社 代表社員 CEO  
 　　(現在に至る)

### ■所有する当社の株式数

0株

### ■重要な兼職の状況

Kazu and Company 合同会社 代表社員 CEO  
 株式会社三陽商会 社外取締役  
 プレス工業株式会社 社外取締役監査等委員  
 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター アドバイザリーフェロー

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■社外取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

村上佳代氏は、企業経営者としての幅広い見識や経営学修士(MBA)としての体系立った経営理論、DX(デジタルトランスフォーメーション)の専門的見地と豊富な実務経験、それらを活かして独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を新たに社外取締役候補者として指名いたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経て決定しております。また、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名    | 性別 | 現在の当社における地位・担当 |            |
|-------|-------|----|----------------|------------|
| 1     | 上坂 基  | 男性 | 情報システム部長       | 新任         |
| 2     | 藤田 昇三 | 男性 | 取締役監査等委員       | 再任 社外 独立役員 |
| 3     | 阿部 和史 | 男性 | 取締役監査等委員       | 再任 社外 独立役員 |
| 4     | 早坂 善彦 | 男性 | 取締役監査等委員       | 再任 社外 独立役員 |
| 5     | 嶋村 和恵 | 女性 | 取締役監査等委員       | 再任 社外 独立役員 |

- (注) 1. 藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の各氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 藤田昇三、阿部和史の両氏は、2017年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年間であります。なお、両氏は2016年6月から2017年6月まで当社社外監査役に就任しており、その就任期間は1年間であります。また、早坂善彦氏は、2021年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年間、嶋村和恵氏は、2023年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年間であります。
3. 当社は、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、上坂基氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

うえ さか  
上 坂

もとい  
基

1968年（昭和43年）9月27日生

新任



### ■略歴、地位および担当

1992年（平成4年）4月 当社入社  
2013年（平成25年）10月 当社 東日本事業本部 業務部 担当部長  
2018年（平成30年）4月 当社 西日本事業本部 業務部長  
2023年（令和5年）4月 当社 情報システム部長（現在に至る）

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■所有する当社の株式数

4,000株

### ■監査等委員である取締役候補者として指名する理由

上坂基氏は、1992年の入社以来、当社の事業本部および支店の業務部門における責任者を歴任し、売上・債権管理および予算管理ならびに内部統制システムの運用等、幅広い業務経験に基づく豊富な知識、経験を有していることに加えて、全社の情報システムの構築・運用等を統括する部門責任者としての実務経験および知見も有しております。

このような理由から、当社の経営チェックに有効であると判断し、新たに同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。

候補者  
番号

2

ふじた しょうぞう  
藤田 昇三

1948年（昭和23年）8月1日生

再任

社外

独立役員



### ■所有する当社の株式数

8,200株

### ■略歴、地位および担当

1976年（昭和51年）4月 檢事任官  
1986年（昭和61年）4月 在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官  
1990年（平成2年）4月 東京地方検察庁検事  
1997年（平成9年）4月 法務省刑事局刑事課長  
2001年（平成13年）7月 東京地方検察庁総務部長  
2003年（平成15年）9月 佐賀地方検察庁検事正  
2008年（平成20年）1月 最高検察庁公安部長  
2010年（平成22年）6月 広島高等検察庁検事長  
2010年（平成22年）12月 名古屋高等検察庁検事長  
2011年（平成23年）8月 定年退官  
2011年（平成23年）9月 弁護士登録（東京弁護士会）  
2012年（平成24年）4月 株式会社整理回収機構 取締役  
2012年（平成24年）6月 同社 代表取締役社長  
2015年（平成27年）10月 同社 代表取締役社長退任  
2015年（平成27年）11月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所  
2016年（平成28年）6月 当社 監査役（社外監査役）  
2017年（平成29年）6月 当社 取締役監査等委員（社外取締役）（現在に至る）  
2018年（平成30年）10月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業退所  
2019年（平成31年）2月 藤田昇三法律事務所設立（現在に至る）

### ■重要な兼職の状況

藤田昇三法律事務所 弁護士  
株式会社エコス 取締役（社外取締役）  
三機工業株式会社 監査役（社外監査役）

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

藤田昇三氏は、2016年からの当社監査役在任中および2017年の当社取締役監査等委員就任以後において、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令順守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

候補者番号

3

あべ  
阿部

かずふみ  
和史

1951年(昭和26年)4月3日生

再任

社外

独立役員



### ■略歴、地位および担当

1974年(昭和49年)4月 住友軽金属工業株式会社(現 株式会社UACJ)入社  
2000年(平成12年)6月 同社 購買部長  
2006年(平成18年)4月 同社 執行役員購買部長  
2010年(平成22年)4月 同社 常務執行役員管理本部副本部長  
2013年(平成25年)6月 同社 監査役  
2013年(平成25年)10月 株式会社UACJ 常勤監査役  
2015年(平成27年)6月 同社 常勤監査役退任  
2016年(平成28年)6月 当社 監査役(社外監査役)  
2017年(平成29年)6月 当社 取締役監査等委員(社外取締役)(現在に至る)

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

阿部和史氏は、2016年からの当社監査役在任中および2017年の当社取締役監査等委員就任以後において、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、他社における豊富な実務経験および監査役として職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。



### ■所有する当社の株式数

1,300株

### ■略歴、地位および担当

|              |    |                                   |
|--------------|----|-----------------------------------|
| 1975年（昭和50年） | 4月 | 前田建設工業株式会社入社                      |
| 1999年（平成11年） | 4月 | 同社 東関東支店建築部長                      |
| 2005年（平成17年） | 4月 | 同社 東関東支店長                         |
| 2007年（平成19年） | 1月 | 同社 執行役員 関東支店長                     |
| 2008年（平成20年） | 6月 | 同社 常務執行役 員東京支店長                   |
| 2010年（平成22年） | 6月 | 同社 取締役 常務執行役員 東京支店長               |
| 2011年（平成23年） | 4月 | 同社 取締役 常務執行役員 東京建築支店長             |
| 2012年（平成24年） | 4月 | 同社 取締役 専務執行役員 建築事業本部長             |
| 2017年（平成29年） | 7月 | 同社 専務理事                           |
| 2017年（平成29年） | 7月 | 株式会社エフビーエス・ミヤマ（現 株式会社エフビーエス）取締役会長 |
| 2019年（平成31年） | 4月 | 同社 取締役相談役                         |
| 2019年（令和元年）  | 7月 | 前田建設工業株式会社 顧問                     |
| 2021年（令和3年）  | 6月 | 当社 取締役監査等委員（社外取締役）（現在に至る）         |
| 2021年（令和3年）  | 7月 | 株式会社エフビーエス 顧問                     |

### ■重要な兼職の状況

なし

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

早坂善彦氏は、2021年の当社取締役監査等委員就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、大手建設会社において経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な知識および実務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。



### ■略歴、地位および担当

1989年(平成元年) 4月 埼玉女子短期大学商学科 専任講師  
1992年(平成4年) 4月 埼玉女子短期大学商学科 助教授  
1993年(平成5年) 4月 早稲田大学商学部 専任講師  
1995年(平成7年) 4月 早稲田大学商学部 助教授  
2001年(平成13年) 4月 早稲田大学商学部 教授  
2006年(平成18年) 4月 早稲田大学商学学術院 教授(現在に至る)  
2008年(平成20年) 10月 早稲田大学教務部 副部長  
　　(学内兼職 2012年9月まで)  
2012年(平成24年) 10月 早稲田大学商学学術院長 兼 商学部長  
　　(2016年まで)  
2023年(令和5年) 6月 当社 取締役監査等委員(社外取締役) (現在に至る)

### ■所有する当社の株式数

1,100株

### ■重要な兼職の状況

早稲田大学商学学術院 教授

### ■当社との特別の利害関係

なし

### ■監査等委員である取締役候補者として指名する理由および期待される役割の概要

嶋村和恵氏は、2023年の当社取締役監査等委員就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に当社取締役会および取締役の業務執行に対する監査・監督を行っております。

また、早稲田大学において商学学術院教授を務め、教務部副部長、商学学術院長、商学部長を歴任するなど、主に学術界において商学分野の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

## <ご参考> 本定時株主総会後の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

当社は、『快適環境ソリューショングループ』として、人、社会、環境にやさしい「多彩なものがづくり」とそれらの「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命としております。

取締役会の構成については、上記長期ビジョンの実現ならびに取締役会における多様性や専門性確保の観点から、当社事業に精通した社内出身者とともに、他社における経営経験者、法律、金融、デジタル技術開発、DX推進の専門家や学術的知見者等を選任するなど、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、ガバナンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮したうえで、当社の経営に必要なスキルを特定しております。

本定時株主総会において第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は以下のとおりです。

|                                 | 氏名    | 社外 | 性別 | 企業<br>経営 | 業界知識<br>・知見 | ガバナンス<br>リスクマネジメント<br>内部統制 | 人事・労務<br>人材育成<br>社会課題 | 財務会計<br>金融<br>M&A<br>対話 | 営業<br>マーケティング | 商品開発<br>品質管理<br>製造・調達 | 国際経験<br>海外ビジネス | デジタル<br>技術開発<br>DX推進 |
|---------------------------------|-------|----|----|----------|-------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------|-----------------------|----------------|----------------------|
| 取<br>締<br>役                     | 潮崎 敏彦 |    | 男性 | ○        | ○           | ○                          | ○                     | ○                       | ○             | ○                     |                |                      |
|                                 | 小倉 博之 |    | 男性 | ○        | ○           | ○                          | ○                     | ○                       | ○             |                       |                |                      |
|                                 | 三田 充  |    | 男性 | ○        | ○           |                            |                       |                         | ○             |                       |                |                      |
|                                 | 市川 治彦 |    | 男性 | ○        | ○           | ○                          | ○                     | ○                       |               |                       | ○              | ○                    |
|                                 | 大岡 忠仁 |    | 男性 | ○        | ○           |                            |                       |                         |               | ○                     |                |                      |
|                                 | 後藤 伸樹 | ○  | 男性 | ○        |             |                            |                       | ○                       |               |                       |                |                      |
|                                 | 楠瀬 玲子 | ○  | 女性 | ○        | ○           |                            | ○                     | ○                       |               |                       | ○              |                      |
|                                 | 森田 純恵 | ○  | 女性 | ○        |             |                            | ○                     |                         |               | ○                     | ○              | ○                    |
|                                 | 村上 佳代 | ○  | 女性 | ○        |             |                            | ○                     |                         | ○             | ○                     |                | ○                    |
| 取<br>監<br>査<br>締<br>委<br>役<br>員 | 上坂 基  |    | 男性 |          | ○           | ○                          | ○                     |                         |               |                       |                | ○                    |
|                                 | 藤田 昇三 | ○  | 男性 | ○        |             | ○                          | ○                     |                         |               |                       | ○              |                      |
|                                 | 阿部 和史 | ○  | 男性 |          |             | ○                          | ○                     | ○                       |               | ○                     |                |                      |
|                                 | 早坂 善彦 | ○  | 男性 | ○        | ○           | ○                          |                       |                         | ○             |                       |                |                      |
|                                 | 嶋村 和恵 | ○  | 女性 |          |             | ○                          | ○                     | ○                       | ○             |                       |                |                      |

(注) 一覧表は各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## スキルの各項目について

### ■企業経営

当社および他社等における業務執行取締役経験者

### ■業界知識、知見

シャッター業界、建設・建築関連業界出身者

### ■ガバナンス、リスクマネジメント、内部統制

当社および他社等におけるガバナンス、リスクマネジメント、内部統制部門の責任者および相当程度の知見保有者

### ■人事・労務、人材育成、社会課題

当社および他社等における人事・労務、人材育成部門責任者および相当程度の知見保有者  
社会課題とは、環境対応および多様性の確保の意を含んでおり、当社および他社等における部門責任者および相当程度の知見保有者

### ■財務会計、金融、M&A、対話

当社および他社等における財務会計、金融、M&A、資本市場との対話（IR・SR）における責任者および相当程度の知見保有者

### ■営業、マーケティング

営業については、当社および他社等における支店長以上の責任者および相当程度の知見保有者  
マーケティング（広告含む）については、当社および他社等における責任者および相当程度の知見保有者

### ■商品開発、品質管理、製造、調達

当社および他社等における商品開発部門、製造（工場）、購買、品質関連部門等の責任者および相当程度の知見保有者

### ■国際経験、海外ビジネス

当社および他社等における国際経験、海外ビジネス部門責任者および相当程度の知見保有者

### ■デジタル技術開発、DX推進

当社および他社等におけるデジタル技術開発、DX推進部門責任者および相当程度の知見保有者

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2024年6月18日開催の第78期定時株主総会において年額600百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）とすることをご承認いただき今日に至っておりますが、本定時株主総会において、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されると、社外取締役が2名増員されることやコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、社外取締役の責務や求められる役割が増大していることを勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を現行の年額600百万円以内（うち社外取締役分年額80百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、社外取締役の報酬は、月額報酬のみで構成いたします。

本議案につきましては、取締役会の諮問により、上記の報酬額改定の目的等も踏まえ、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経て、取締役会で決定しております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は本事業報告49頁から50頁に記載のとおりであるところ、本議案は同方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上により、本議案の内容は相当なものであるものと判断しております。

これとは別枠で、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して株式報酬の額として2023年3月31日に終了する事業年度から2027年3月31日に終了する事業年度までの対象期間において、600百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、これについての変更はありません。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名（うち社外取締役4名）となります。

## ＜株主提案（第5号議案および第6号議案）＞

第5号議案および第6号議案は、株主からのご提案によるものであります。

以下の議案の要領および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

### ＜株主提案＞

#### 第5号議案　自己株式取得の件

##### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数7,220,000株、取得価額の総額金13,718,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

##### (2) 提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあったものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

## 【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第5号議案に反対](#)いたします。

当社は、自己株式の取得は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とする施策であり、当社の資本効率の向上および株主還元の充実を図るために有効であると認識しております。

2024年度から2026年度における中期経営計画においても、当社は、「恒久的な企業価値の創出」をめざした重点施策として、資本コスト経営の更なる推進とともに、事業成長や株主還元のバランスを意識した財務戦略を掲げており、配当性向は40%を目安とし、株主還元の更なる向上に取り組んでおります。その結果、2025年3月期においては、一株当たり年間配当金は、前年度より19円増配の74円となります。また、当社は、中長期的な事業環境変化に対応するための設備投資、戦略投資を行いつつ、市場環境やキャッシュ・フロー等を勘案した上で、企業価値向上や資本効率の向上および株主還元の拡充を主な目的として自己株式取得を機動的に実施することも計画しております。具体的には、2026年3月期は20億円の自己株式取得を予定しており、総還元性向は60%を超える見込みとなっております。

当社といたしましては、上記のとおり資本効率の向上や株主還元の重要性を認識しておりますが、自己株式の取得は上記中期経営計画における総還元性向を含む中長期的な経営戦略および資本政策ならびに実際の業績に基づき決定されるものであり、当社株式の取引の状況および株価を踏まえながら、適切な時期・金額を検討した上で実施するべきと考えております。当社定款第7条には、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、自己株式の取得の実施については、機動的に取締役会にて審議を行い、検討していきたいと考えております。

したがいまして、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

## ＜株主提案＞

### 第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

#### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第22条を下記の通り変更する。

| 変更前                                                                                                            | 変更後                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数)</p> <p>第22条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。</p> <p>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p><u>2 (新設)</u></p> | <p>(員数)</p> <p>第22条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。</p> <p>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u></p> |

#### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4－8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4－7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役12名のうち社外取締役は6名となっており、3分の1以上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

## 【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第6号議案に反対**いたします。

当社取締役会提案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者9名のうち社内取締役候補者5名は、いずれも当社事業に精通した社内出身者であり、当社における各部門での職務経験等に基づく豊富かつ幅広い知識および高い専門性等を有しております。また、社外取締役候補者4名は大手資産運用会社の経営経験者、大手製造業のIR担当やCFO（最高財務責任者）経験者、そして新たに大手企業のDX経営コンサルティング業務の経験者、大手情報通信会社の情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発の経験者の2名（新たな2名の候補者の選任をご承認いただいた場合、東京証券取引所の定める独立役員として届出をする予定。）を加えた独立社外取締役候補者となり、いずれも幅広い見識や各分野に関する豊富な経験と高い専門性を有しております。

さらに、監査等委員である取締役候補者5名は法律の専門家である弁護士、他社における経営経験者、学術的知見者等、それぞれが豊富な経験に裏付けされた幅広い知識と見識を有しており、このうち4名は、いずれも独立社外取締役候補者であります。

監査等委員である取締役を含む取締役候補者14名の選任をご承認いただいた場合、女性の取締役は4名（28.5%）、独立社外取締役が取締役会に占める割合は過半数（57.1%）となり、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、コンプライアンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮した上で、適切な人数で取締役会が構成されることになります。

このように、当社が提案する取締役候補者により構成される当社取締役会は、十分な独立性と多様性および専門性が保たれており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた経営の執行を監督するにあたっては、各取締役のスキルを踏まえた様々な観点からの活発な議論が行われることが期待でき、現時点における当社の経営環境および事業特性に照らし、最適な構成であると考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、かえって、取締役候補者の選択範囲を制限し、時宜に応じて最適な取締役会の構成を維持する上での妨げとなる可能性もあると考えております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

以上

# 事業報告

〔2024年4月1日から  
2025年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善を背景とした賃上げ等による雇用・所得環境の改善や設備投資の拡大等により、景気は緩やかな回復基調が続いております。

一方で、継続的な円安によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、人手不足による労働力不足、海外経済の不確実性の高まりなど先行きの見通せない状況で推移しております。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界におきましても、民間設備投資が堅調に推移しており、建設需要は底堅さを維持しているものの、建設コストの高騰などにより新設住宅着工戸数は弱含みの動きが続くなど、依然として不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループの受注高につきましては、2,358億6千7百万円（前年度比4.1%増）、売上高は、2,284億1千9百万円（前年度比3.3%増）となり、利益面におきましても、売上高の増加やコスト削減など当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みました結果、営業利益は147億2千6百万円（前年度比1.8%増）、経常利益は147億7千7百万円（前年度比7.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては131億5千8百万円（前年度比24.4%増）となりました。

事業部門別の状況については、以下のとおりであります。

#### 【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、Windsor Doors Limited他3社およびSPRINT ROLLER SHUTTERS PTY LTDを連結の範囲に含めたこと等により、売上高は931億9千6百万円（前年度比2.3%増）となり、営業利益につきましても97億5百万円（前年度比11.3%増）となりました。

#### 【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、売上高は899億7千9百万円（前年度比2.4%増）となりましたが、スチールドア等が低調に推移しました結果、営業利益につきましては34億2千万円（前年度比22.7%減）となりました。

### 【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応や定期保守メンテナンス等が堅調に推移しました結果、売上高は311億2千2百万円（前年度比6.9%増）となり、営業利益につきましても56億4千3百万円（前年度比6.9%増）となりました。

### 【リフォーム事業】

リフォーム事業につきましては、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しました結果、売上高は65億6百万円（前年度比8.9%増）となり、営業利益におきましても4千7百万円と前年度の損失計上から黒字へと転換いたしました。

### 【その他事業】

その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業等が堅調に推移しました結果、売上高は76億1千5百万円（前年度比8.4%増）となり、営業利益につきましても12億6千3百万円（前年度比15.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は62億3千2百万円で、その主なものは当社および子会社の工場等における建屋および設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2023年10月から2026年10月までの3年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移し、景気は緩やかな回復が続く見通しでありますが、海外経済の不確実性の高まり、物価や資源価格の動向など先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、2024年度より新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ、『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとして掲げ、課題の見える化を最優先とし、次世代に向けた恒久的な利益創出の仕組みづくりと人材育成に取り組んでおります。

初年度である2024年度は、「徹底した業務プロセスの見える化」をテーマとして、営業力強化で顧客満足度の向上を図るとともに、防災・減災・環境対応製品のさらなる販売強化、社会環境の変化に対応した生産体制の基盤構築と製造原価低減、設計・施工・工事のスキルアップ、人的資本への投資によるBXグループ価値の最大化などの施策に取り組んでまいりました。

2年目である2025年度は、「効率的な業務プロセスの構築」を基本テーマとし、前年度の「徹底した業務プロセスの見える化」で顕在化した生産性や成長を妨げる課題に対し、新たな意識、発想、着眼点から利益創出の仕組みを再構築してまいります。業務プロセスの見える化とそれに準じた数値の可視化により、投資した資源を有効に活用し、効率的な事業運営ができているか確認できる仕組みを検証し、最終年度である2026年度には最大限の成果を生み出すべく、改革を実行してまいります。

### 【気候変動リスクへの対応】

当社グループでは、気候変動リスクへの対応を重要な経営課題の一つと捉えており、「2050年BXグループ脱炭素宣言」を表明し、脱炭素へ向けた本格的な取り組みを推し進めております。

温室効果ガスの排出削減等に取り組む“緩和”的側面としては、2023年10月16日付でSBT（民間企業における科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出量削減目標の設定）認定を取得したほか、事業所における再生可能エネルギー電力の調達や「新物流システム」の導入による積載効率の向上等の具体的な取り組みを推し進めております。

また、商品開発分野においては、「遮熱・断熱」を今後の成長に向けた新たなキーワードとし、猛暑時における室内温度の上昇を抑制することによって熱中症予防や冷房効率向上に効果を発揮する遮熱シート「はるクール」、薄板化によって材料重量を削減するとともに接着工法によってCO<sub>2</sub>排出量削減を実現した環境配慮型スチールドア「SGD」など、環境配慮商品のラインアップをさらに拡充させております。

一方で、変化する気候の影響を将来にわたり回避・軽減する“適応”的な側面としては、ゲリラ豪雨・集中豪雨等による建物等の防災ソリューションとして、多様な場所や用途に対応できる止水関連商品や近年大きな災害をもたらす台風などによる強風への対応として、高耐風圧性能を確保したシャッターのラインアップを拡充するなど、お客様・利用者様等への適時的確なご提案を推し進めてまいります。

### 【人的資本への対応】

人材は企業の重要な資産であり、人材への様々な投資（施策）により従業員の満足度やエンゲージメントを高め、生産性・創造性の向上等の人才価値の最大化により、企業の持続的成長、ひいては企業価値の向上を実現してまいります。

具体的な施策として、「労働時間の見える化」による長時間労働の抑制、業務効率や生産性向上をさらに追求するためのDXへの取り組み、育児休業制度・介護休業制度の拡充、治療と仕事の両立支援など、安心して働くことができる（働きやすい）職場を整備し、従業員個々人のライフスタイルに柔軟に対応できる人事制度の拡充を図ってまいります。これに加え、人材価値の最大化を図る教育改革への取り組みとして、各部門のキャリア（スキル）マップを策定、キャリアパスを見える化することで、上司と部下が共通認識のもとキャリアを展望でき、従業員が自身の現在地と成長を実感できる支援を行うなど、特に若手社員への成長に向けた施策を推し進めております。

また、2023年6月に「ダイバーシティ&インクルージョンに関する方針」を定め、誰もが個性を活かし、能力を最大限発揮できる環境を整備し、さまざまな価値観や視点を受け入れることで新たな価値の創出に挑み、グループの成長につなげてまいります。

### 【人権への対応】

当社グループでは、「文化シャッターグループ人権方針」を定め、事業活動がステークホルダーに与える影響度に鑑み、優先して取り組むべき重要な人権課題を特定いたしました。また、人権方針に基づき、サプライチェーンを含めた事業に関わる人権リスクの特定・評価、防止・軽減を行っていくために、人権デュー・ディリジェンス実施ガイドラインを策定しております。

具体的な施策として、バリューチェーン上のリスクを把握するために、2023年度は当社グループのすべての役員・従業員を対象、2024年度は当社工場内協力会社を対象とした人権に関するアンケート調査を実施いたしました。また、調達先においては、人権への取り組みを含めた調達方針への理解促進と、セルフアセスメントを実施するなど、当社グループが文化として継承してきた「人を大切にする会社」を実践していくために、人権尊重の取り組みを推し進めてまいります。

## 【C S Rの推進について】

当社グループでは、事業活動の原点である「社是（誠実・努力・奉仕）」をはじめとして、「経営理念」や「C S R憲章」を常に意識して事業に取り組んでおり、全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが社会との信頼関係を構築することであると強く認識しており、コンプライアンス体制整備に恒常に取り組んでおります。

また、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるE S G（環境・社会・ガバナンス）およびS D G s（持続可能な開発目標）を重視しながらC S R（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境ソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆さんにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## （3） 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

また、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年6月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りすることとし、中間配当については取締役会において決定することとしております。

なお、今後の株主配当については、連結配当性向40%を目安としてまいります。

#### (4) 財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 期別<br>項目        | 第76期<br>2021年度 | 第77期<br>2022年度 | 第78期<br>2023年度 | 第79期<br>2024年度<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高             | 182,313百万円     | 199,179百万円     | 221,076百万円     | 228,419百万円                  |
| 経常利益            | 9,081百万円       | 9,992百万円       | 15,941百万円      | 14,777百万円                   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 6,706百万円       | 7,899百万円       | 10,582百万円      | 13,158百万円                   |
| 1株当たり当期純利益      | 97.97円         | 121.66円        | 157.11円        | 184.95円                     |
| 総資産             | 169,205百万円     | 177,246百万円     | 206,879百万円     | 204,982百万円                  |
| 純資産             | 82,512百万円      | 82,776百万円      | 103,924百万円     | 113,450百万円                  |
| 1株当たり純資産額       | 1,225.96円      | 1,348.39円      | 1,458.84円      | 1,592.13円                   |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

| 期別<br>項目   | 第76期<br>2021年度 | 第77期<br>2022年度 | 第78期<br>2023年度 | 第79期<br>2024年度<br>(当事業年度) |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高        | 119,422百万円     | 128,366百万円     | 141,603百万円     | 142,810百万円                |
| 経常利益       | 6,707百万円       | 9,618百万円       | 9,917百万円       | 10,486百万円                 |
| 当期純利益      | 5,865百万円       | 9,532百万円       | 7,223百万円       | 11,357百万円                 |
| 1株当たり当期純利益 | 85.64円         | 146.76円        | 107.21円        | 159.58円                   |
| 総資産        | 128,753百万円     | 134,546百万円     | 155,748百万円     | 152,356百万円                |
| 純資産        | 66,359百万円      | 66,247百万円      | 82,189百万円      | 88,054百万円                 |
| 1株当たり純資産額  | 987.52円        | 1,081.00円      | 1,155.08円      | 1,237.09円                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 名 称                          | 資 本 金     | 当 社 の<br>出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                  |
|------------------------------|-----------|---------------|--------------------------------|
| B X 新 生 精 機 株 式 会 社          | 200百万円    | 100.0%        | 電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売          |
| 文化シヤッターサービス株式会社              | 110百万円    | 100.0%        | シャッター等の販売、保守点検および修理            |
| B X ゆとりリフォーム株式会社             | 90百万円     | 100.0%        | リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業 |
| B X テンパル株式会社                 | 30百万円     | 100.0%        | 商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売           |
| B X 西 山 鉄 綱 株 式 会 社          | 10百万円     | 100.0%        | 住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売  |
| BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD   | 110百万AUドル | 100.0%        | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売           |
| BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED | 50百万NZドル  | 100.0%        | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売           |

(注) BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDおよびBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDは、特定子会社に該当しております。

## (6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(7) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

① 当社の営業所

| 名 称                 | 所 在 地 | 名 称                 | 所 在 地 |
|---------------------|-------|---------------------|-------|
| 北 海 道 支 店           | 北 海 道 | ドア・パーティション事業部       | 東 京 都 |
| 東 北 支 店             | 宮 城 県 | シ ャ ッ タ 一 事 業 部     | 東 京 都 |
| 関 越 支 店             | 群 馬 県 | 止 水 事 業 部           | 東 京 都 |
| 東 関 東 支 店           | 千 葉 県 | 海 外 事 業 部           | 東 京 都 |
| 首 都 圏 支 店           | 東 京 都 | 中 部 支 店             | 愛 知 県 |
| 首 都 圏 ビ ル 建 材 支 店   | 東 京 都 | 関 西 支 店             | 大 阪 府 |
| リ ニ ュ ー ア ル 支 店     | 東 京 都 | 住 宅 建 材 西 日 本 支 店   | 大 阪 府 |
| 東 日 本 設 計 施 工 統 括 部 | 東 京 都 | 西 日 本 設 計 施 工 統 括 部 | 大 阪 府 |
| ド ア 管 理 部           | 東 京 都 | 中 四 国 支 店           | 广 島 県 |
| 住 宅 建 材 東 日 本 支 店   | 東 京 都 | 九 州 支 店             | 福 岡 県 |

② 当社の工場

| 名 称     | 所 在 地 | 名 称     | 所 在 地 |
|---------|-------|---------|-------|
| 千 葵 工 場 | 北 海 道 | 姫 路 工 場 | 兵 庫 県 |
| 秋 田 工 場 | 秋 田 県 | 御 着 工 場 | 兵 庫 県 |
| 小 山 工 場 | 栃 木 県 | 福 岡 工 場 | 福 岡 県 |
| 掛 川 工 場 | 静 岡 県 |         |       |

③ 子会社の主要な事業所

| 名 称                          | 所 在 地       | 主な事業内容                              |
|------------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 文化シャッターサービス株式会社              | 東 京 都       | シャッター等の販売、保守点検および修理                 |
| B X 新生精機株式会社                 | 兵 庫 県       | 電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売               |
| B X テンパル株式会社                 | 東 京 都       | 商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売                |
| B X あいわ株式会社                  | 東 京 都       | 保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業                 |
| B X ケンセイ株式会社                 | 大 分 県       | スチール建具、スチールドアの製造、販売                 |
| B X 沖縄文化シャッター株式会社            | 沖 縄 県       | 各種シャッターおよび関連製品の製造、販売                |
| B X 文化パネル株式会社                | 大 阪 府       | 可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売          |
| B X ティアール株式会社                | 埼 玉 県       | 戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売 |
| B X ゆとりリフォーム株式会社             | 東 京 都       | リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業      |
| B X 紅雲株式会社                   | 愛 知 県       | ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売         |
| B X 鐵矢株式会社                   | 千 葉 県       | 鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工       |
| B X 東北鐵矢株式会社                 | 山 形 県       | 鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工       |
| B X 朝日建材株式会社                 | 徳 島 県       | スチール建材およびスチールドアの製造、販売               |
| B X 西山鉄網株式会社                 | 東 京 都       | 住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売       |
| B X カネシン株式会社                 | 東 京 都       | 建築用諸金物の製造、販売                        |
| B X ルーテス株式会社                 | 大 阪 府       | スチールドア等の製造、販売                       |
| 株式会社エコウッド                    | 福 岡 県       | 木材・プラスチック再生複合材の製造および販売              |
| BX BUNKA VIETNAM CO.,LTD.    | ベトナム社会主義共和国 | 各種シャッター、ドア等の製造、販売                   |
| BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD   | オーストラリア連邦   | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売                |
| BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED | ニュージーランド    | ガレージドア、各種シャッターの製造、販売                |

## (8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分     | 従 業 員 数         |
|-------------|-----------------|
| シャッター関連製品事業 | 2,434名 (556名)   |
| 建材関連製品事業    | 1,532名 (430名)   |
| サービス事業      | 1,036名 (139名)   |
| リフオーム事業     | 159名 (47名)      |
| その他         | 116名 (24名)      |
| 全 社 (共 通 )  | 92名 (9名)        |
| 合 計         | 5,369名 (1,205名) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数     | 前事業年度末比増減     | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|---------------|---------|-------------|
| 2,225名      | 52名増          | 42.5歳   | 15.6年       |
| 事 業 区 分     | 従 業 員 数       |         |             |
| シャッター関連製品事業 | 1,494名 (452名) |         |             |
| 建材関連製品事業    | 619名 (229名)   |         |             |
| サービス事業      | 6名 (2名)       |         |             |
| リフオーム事業     | 3名 (10名)      |         |             |
| その他         | 11名 (5名)      |         |             |
| 全 社 (共 通 )  | 92名 (9名)      |         |             |
| 合 計         | 2,225名 (707名) |         |             |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高        |
|--------------|--------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 1,380<br>百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,120        |
| 株式会社三井住友銀行   | 900          |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 800          |

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### ①当社における独占禁止法違反行為について

当社は、2010年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為（「全国における価格カルテル」）があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。その後、当社は、公正取引委員会に対して審判請求を行い、2010年より審判手続にて争っておりました。

2020年9月1日の審決では、当社の主張は認められなかつたため、さらに、2020年9月30日に審決取消訴訟を提起し東京高等裁判所にて係争中でした。これに対して、2023年4月7日に東京高等裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しがあり、2023年4月20日に当社は当該判決を不服として、最高裁判所へ上告の提起および上告受理の申立てを行つておりましたが、2025年2月26日に最高裁判所より、本件上告を棄却および本件上告の申し立てを受理しない旨の決定がなされました。これにより当社の敗訴が確定いたしました。当社としては今後同様の事態が起こらないよう、当社グループにおけるコンプライアンスの一層の徹底に努めてまいります。

なお、課徴金納付命令で命じられた課徴金については、課徴金の納付期限である2010年9月10日までにすべて納付済みであり、2011年3月期決算にて特別損失として計上しております。

## ②損害賠償請求訴訟の判決について

当社は、2015年3月より日本IBM株式会社（以下「日本IBM」といいます。）に「新販売管理システム」の構築を委託し、システム開発プロジェクトを開始しておりましたが、本件プロジェクトの中止により当社に多額の損害が生じる結果となりました。

当社は、日本IBMの債務不履行及び不法行為により会社に不測の損害を与えたものであると判断し、2017年11月27日、損害賠償請求訴訟の提起をし、第一審および控訴審判決ともに日本IBMに対して損害賠償を命ずる旨の判決が言い渡されました。

当社は、控訴審判決の一部を不服として、2024年5月29日に最高裁判所に上告の提起および上告受理の申立てを行いましたが、2025年1月10日、本件上告を棄却および本件上告の申し立てを受理しない旨、日本IBMの上告等についても却下等の決定がなされました。この最高裁決定により、控訴審判決（20億564万9461円および遅延損害金の支払いを日本IBMへ命じた判決）が確定いたしました。

## ③連結子会社の合併について

当社は、2025年2月6日開催の取締役会において、2025年4月1日付で連結子会社であるBXティアール株式会社、BX鐵矢株式会社、BX東北鐵矢株式会社の3社、並びにBXルーテス株式会社、BXケンセイ株式会社、BX文化パネル株式会社の3社を以下の内容でそれぞれ合併することを決議いたしました。

|      |                        |                           |
|------|------------------------|---------------------------|
| 存続会社 | BXティアール株式会社            | BXルーテス株式会社                |
| 消滅会社 | BX鐵矢株式会社<br>BX東北鐵矢株式会社 | BXケンセイ株式会社<br>BX文化パネル株式会社 |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 288,000,000株      |
| ② 発行済株式の総数    | 72,196,487株       |
|               | (自己株式741,854株を含む) |
| ③ 単元株式数       | 100株              |
| ④ 株主数         | 5,273名            |
| ⑤ 大株主 (上位10名) |                   |

| 株主名                                 | 当社への出資状況  |       |
|-------------------------------------|-----------|-------|
|                                     | 持株数       | 持株比率% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)            | 7,176,500 | 10.04 |
| 文化シヤッター関連企業持株会                      | 5,331,177 | 7.46  |
| 第一生命保険株式会社                          | 3,260,978 | 4.56  |
| 文化シヤッター社員持株会                        | 3,007,636 | 4.20  |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー<br>-505103 | 2,901,992 | 4.06  |
| 株式会社みずほ銀行                           | 2,534,873 | 3.54  |
| NIPPON ACTIVE VALUE FUND<br>PLC     | 2,500,000 | 3.49  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                 | 2,188,600 | 3.06  |
| 株式会社淀川製鋼所                           | 1,669,000 | 2.33  |
| ザバンクオブニューヨークージャスティックトリー<br>ティーアカウント | 1,601,600 | 2.24  |

(注) 持株比率は自己株式 (741,854株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式276千株は含まれておりません。

### ⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                               | 株式の種類と数      | 交付対象者数 |
|-------------------------------|--------------|--------|
| 取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) | 普通株式 24,000株 | 3名     |

## ⑦その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする業績運動型株式報酬制度を導入しております。2025年3月31日現在において、対象者を受益者とする株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、合計で276千株です。

## (2) 新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

該当する事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位          | 氏 名  | 性別 | 担当および重要な兼職の状況等                                   |
|--------------|------|----|--------------------------------------------------|
| 代表取締役会長      | 潮崎敏彦 | 男性 | 一般社団法人日本シヤッター・ドア協会 会長                            |
| 代表取締役社長      | 小倉博之 | 男性 | 執行役員社長                                           |
| 取締役          | 三田充  | 男性 | 常務執行役員 営業、設計、施工担当                                |
| 取締役          | 市川治彦 | 男性 | 常務執行役員 業務、海外担当                                   |
| 取締役          | 大岡忠仁 | 男性 | 上席執行役員 製造、新事業、商品開発担当                             |
| 取締役（社外）      | 後藤伸樹 | 男性 |                                                  |
| 取締役（社外）      | 楠瀬玲子 | 女性 | 株式会社NIPPO 社外取締役<br>帝人株式会社 社外取締役                  |
| 取締役監査等委員（常勤） | 松山成強 | 男性 |                                                  |
| 取締役監査等委員（社外） | 藤田昇三 | 男性 | 藤田昇三法律事務所 弁護士<br>株式会社エコス 社外取締役<br>三機工業株式会社 社外監査役 |
| 取締役監査等委員（社外） | 阿部和史 | 男性 |                                                  |
| 取締役監査等委員（社外） | 早坂善彦 | 男性 |                                                  |
| 取締役監査等委員（社外） | 嶋村和恵 | 女性 | 早稻田大学商学学術院 教授                                    |

- (注) 1. 取締役後藤伸樹、楠瀬玲子、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の各氏は社外取締役であります。  
2. 当社は、後藤伸樹、楠瀬玲子、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内的重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役松山成強氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## 【参考】

2025年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

|        |         |                |
|--------|---------|----------------|
| 常務執行役員 | 神 藤 定 幸 | 安全環境部長         |
| 常務執行役員 | 舛 谷 信 也 | 住宅建材事業本部長      |
| 常務執行役員 | 蓮 見 幸 夫 | 製造企画部長         |
| 常務執行役員 | 高 橋 浩 二 | 西日本事業本部長       |
| 常務執行役員 | 高 橋 章 文 | 経営企画部長         |
| 常務執行役員 | 小 野 瀬 智 | 東日本事業本部長       |
| 執行役員   | 元 木 幸一郎 | 設計施工企画部長       |
| 執行役員   | 天 野 治   | シャッター事業部長      |
| 執行役員   | 西 村 浩 一 | 経理部長           |
| 執行役員   | 清 水 隆   | 商品開発部長         |
| 執行役員   | 後 藤 隆 博 | ドア・パーティション事業部長 |
| 執行役員   | 高 橋 義   | 住宅建材東日本支店長     |
| 執行役員   | 山 田 記 史 | 首都圏支店長         |
| 執行役員   | 村 井 修 三 | 関西支店長          |
| 執行役員   | 寺 島 隆 久 | 小山工場長          |

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反について認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、当社が負担しております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

| 役員区分                         | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |     | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|-----|-----------------------|
|                              |                 | 固 定 報 酉          | 業 績 連 動 報 酉 | 賞 与 |                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員である取締役を除く。)   | 385             | 259              | 96          | 29  | 8                     |
| 取 締 役 (監査等委員)<br>(社外取締役を除く。) | 22              | 22               | —           | —   | 1                     |
| 社 外 役 員                      | 60              | 60               | —           | —   | 6                     |
| 合 計                          | 468             | 343              | 96          | 29  | 15                    |

(注) 1. 業績運動報酬である役員賞与にかかる主な業績指標は以下のとおりであります。

売上高：228,419百万円、営業利益：14,726百万円、親会社株主に帰属する当期純利益：13,158百万円

2. 業績運動報酬である株式報酬にかかる主な業績指標は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益：13,158百万円、ROE：12.1%、ROIC：7.9%

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、2024年6月18日開催の第78期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役年額50百万円）と承認いただいております。（ただし、使用人分給与は含まれない。）当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。

5. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の金銭報酬とは別枠で2022年6月21日開催の第76期定時株主総会において、株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。

6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

##### ⑤ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し答申を受けております。また、当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会におきまして、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度の導入および2024年6月18日開催の第78期定時株主総会におきまして、社外取締役含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定についてご承認いただいております。

当社の取締役の報酬等は、株主総会が決定する金銭報酬および株式報酬ごとの報酬等総額の限度内で、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は「月額報酬」、「役員賞与」および「株式報酬」により構成されます。ただし、監査等委員である取締役および社外取締役は、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

###### ア. 基本報酬に関する方針

月額報酬は金銭報酬とし、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランスを勘案したうえで報酬額を設定します。

###### イ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は金銭報酬とします。役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、下記ウ. を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益（配分比率2：4：4）の3指標の達成度により目標達成割合乗率（0～140%）を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。

「役員賞与総額＝役員賞与総額基準額×目標達成割合乗率（0～140%）」

なお、株式報酬は業績連動報酬としており、詳細は下記ウ. によります。

#### ウ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は業績連動型の株式報酬とします。株式報酬は取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とします。役員報酬総額のうち、各取締役に対し、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に下記工. を踏まえ役位ごとの固定ポイントと親会社株主に帰属する当期純利益、R.O.E、R.O.I.C（配分比率2：4：4）の3指標の達成度により目標達成割合乗率（0～80%）を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出しております。

「株式報酬付与ポイント＝役位ごとの固定ポイント + (役位ごとの基礎ポイント × 目標達成割合乗率 (0～80%))」

#### 工. 報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に月額報酬、役員賞与（指標100%達成時）および株式報酬（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定します。

| 月額報酬 | 業績連動報酬（役員賞与） | 業績連動型株式報酬 |
|------|--------------|-----------|
| 60%  | 30%          | 10%       |

#### オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は原則として、年額の12分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとし、役員賞与を支給する場合は、上記イ. により取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとします。また株式報酬に関しては、上記ウ. に従って別に定める内規によるものとし、付与されたポイントの数に応じて取締役退任時に所定の手続きに従って当社株式を支給するものとします。

#### カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定しております。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役会長潮崎敏彦氏、代表取締役社長執行役員社長小倉博之氏に一任するものとします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

- 取締役楠瀬玲子氏は、株式会社NIPPOおよび帝人株式会社の社外取締役であります。

なお、当社と株式会社NIPPOおよび帝人株式会社との間に特別な関係はありません。

- 取締役監査等委員藤田昇三氏は、藤田昇三弁護士事務所の弁護士、株式会社エコスの社外取締役および三機工業株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と藤田昇三弁護士事務所、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

- 取締役監査等委員嶋村和恵氏は早稲田大学商学学術院の教授であります。

なお、当社と早稲田大学商学学術院との間に特別の関係はありません。

### イ. 社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

#### a. 当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

| 区分       | 取締役会（9回開催） |        | 監査等委員会（12回開催） |        |
|----------|------------|--------|---------------|--------|
|          | 出席回数       | 出席率    | 出席回数          | 出席率    |
| 取締役 後藤伸樹 | 6回         | 100.0% | —             | —      |
| 取締役 楠瀬玲子 | 6回         | 100.0% | —             | —      |
| 取締役 藤田昇三 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |
| 取締役 阿部和史 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |
| 取締役 早坂善彦 | 9回         | 100.0% | 12回           | 100.0% |
| 取締役 嶋村和恵 | 9回         | 100.0% | 11回           | 91.7%  |

(注) 取締役後藤伸樹氏および取締役楠瀬玲子氏は、2024年6月18日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、両氏の選任後の取締役会の開催回数は6回であります。

b. 当事業年度における主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・後藤伸樹氏は、大手資産運用会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や投資家、株主視点での高い専門性を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- ・楠瀬玲子氏は、大手メーカーの経営に携わってきたことによる幅広い見識や複数のメーカーにおいて海外事業、IR、CFOを経験するなど、豊富な経験と専門性を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- ・藤田昇三氏は、元検察官および弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会の委員長として意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・阿部和史氏は、金属素材メーカーにおける豊富な実務経験および監査役としての職務経験による高い見識から、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
- また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・早坂善彦氏は、大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な実務経験を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っており、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

・嶋村和恵氏は、早稲田大学において商学学術院教授を務め、主に学術界において商学分野の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有し、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。

また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                        | 支 払 額 |
|----------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 60百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(注) 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部           |         | 負債の部           |         |
|----------------|---------|----------------|---------|
| 科目             | 金額      | 科目             | 金額      |
| 流動資産           | 117,344 | 流動負債           | 55,554  |
| 現金及び預金         | 40,109  | 支払手形及び買掛金      | 11,704  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 45,543  | 電子記録債          | 15,893  |
| 電子記録債権         | 9,375   | 短期借入金          | 1,212   |
| 商品及び製品         | 9,921   | 1年以内返済予定の長期借入金 | 869     |
| 仕掛け品           | 1,281   | リース債務          | 1,191   |
| 原材料及び貯蔵品       | 8,451   | 未払法人税等         | 3,585   |
| その他の流動資産       | 3,041   | 未払消費税          | 1,396   |
| 貸倒引当金          | △380    | 未払費用           | 7,144   |
| 固定資産           | 87,638  | 契約引当金          | 4,503   |
| 有形固定資産         | 41,532  | 役員賞与引当金        | 5,248   |
| 建物及び構築物        | 13,774  | 社員賞与引当金        | 144     |
| 機械装置及び運搬具      | 6,365   | 役員退職引当金        | 603     |
| 工具、器具及び備品      | 960     | 社員退職慰労引当金      | 2,059   |
| 土地             | 13,506  | 役員退職給付に係る負債    | 35,977  |
| リース資産          | 1,403   | 受取株式の流動負債      | 10,000  |
| 使用権資産          | 4,576   | 固定負債           | 2,440   |
| 建設仮勘定          | 944     | 純資産の部          | 5,566   |
| 無形固定資産のれん      | 17,627  | 株主資本           | 256     |
| その他の無形固定資産     | 10,329  | 資本剰余金          | 15,409  |
| 投資その他の資産       | 7,298   | 益剰余金           | 74      |
| 投資有価証券         | 28,478  | 自己株式           | 566     |
| 退職給付に係る資産      | 19,269  | その他の包括利益累計額    | 67      |
| 繰延税金資産         | 1,598   | その他有価証券評価差額金   | 1,597   |
| その他の投資その他の資産   | 5,044   | 繰延ヘッジ損益        | 9,104   |
| 貸倒引当金          | 2,822   | 土地再評価差額金       | 4,179   |
|                | △256    | 為替換算調整勘定       | 0       |
| 資産合計           | 204,982 | 退職給付に係る調整累計額   | △45     |
|                |         | 非支配株主持分        | 2,030   |
|                |         |                | 2,939   |
|                |         |                | 162     |
|                |         | 純資産合計          | 113,450 |
|                |         | 負債・純資産合計       | 204,982 |

## 連結損益計算書

〔2024年4月1日から  
2025年3月31日まで〕

(単位:百万円)

| 科 目                           | 金 額     |
|-------------------------------|---------|
| 売 上 高                         | 228,419 |
| 売 上 原 価                       | 165,936 |
| 売 上 総 利 益                     | 62,483  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 47,756  |
| 営 業 利 益                       | 14,726  |
| 営 業 外 収 益                     |         |
| 受 取 利 息                       | 97      |
| 受 取 配 当 金                     | 347     |
| 保 険 解 約 返 戻 金                 | 80      |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 514     |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 利 益             | 126     |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益             | 314     |
| 営 業 外 費 用                     | 1,481   |
| 支 払 利 息                       | 509     |
| 為 替 差 損                       | 769     |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用             | 152     |
| 経 常 利 益                       | 1,430   |
| 特 別 利 益                       | 14,777  |
| 特 別 損 失                       | 3,997   |
| 特 別 損 失                       | 131     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 18,643  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 5,989   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △512    |
| 当 期 純 利 益                     | 5,477   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 13,166  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 7       |
|                               | 13,158  |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部                        |         | 負債の部           |         |
|-----------------------------|---------|----------------|---------|
| 科目                          | 金額      | 科目             | 金額      |
| 流动資産                        | 74,848  | 流动負債           | 37,381  |
| 現受電売契商仕原前未短立そ貸              | 17,120  | 支払手記録          | 609     |
| 子                           | 3,430   | 電子記録           | 11,361  |
| 取記録                         | 8,280   | 電買短期           | 7,318   |
| 契約品                         | 24,207  | 期借入            | 1,000   |
| 商仕品                         | 6,572   | 1年以内返済予定の長期借入金 | 800     |
| 原前未                         | 6,489   | 一時預金           | 429     |
| 前未短                         | 436     | 未払法人税          | 613     |
| 立そ貸                         | 4,728   | 未払消費税          | 2,093   |
| の他                          | 1,202   | 未払預約金          | 657     |
| の倒                          | 384     | 預賞金            | 5,338   |
| 引当                          | 528     | 賞与引当金          | 3,049   |
| の他                          | 1,419   | 引当引当金          | 274     |
| の倒                          | 77      | 引当引当金          | 3,103   |
| 引当                          | △47     | 引当引当金          | 96      |
| 固定資産                        | 77,508  | 引当引当金          | 600     |
| 有形                          | 22,126  | 引当引当金          | 36      |
| 建構機車工具土リ建無特ソ借電リ投投出長破差事敷線前そ貸 | 7,746   | 引当引当金          | 26,920  |
| 形固定資                        | 853     | 引当引当金          | 10,000  |
| 械及運具                        | 2,772   | 引当引当金          | 2,400   |
| 両器及                         | 7       | 引当引当金          | 809     |
| 工具                          | 564     | 引当引当金          | 12,702  |
| 一設                          | 8,392   | 引当引当金          | 74      |
| 形固定資                        | 1,061   | 引当引当金          | 342     |
| 無特ソ借電リ投投出長破差事敷線前そ貸          | 1,467   | 引当引当金          | 529     |
| フト地加                        | 15      | 引当引当金          | 6       |
| 話一他                         | 1,168   | 引当引当金          | 55      |
| のの無他                        | 93      |                |         |
| のの有会                        | 130     |                |         |
| のの資                         | 35      |                |         |
| のの資                         | 23      |                |         |
| のの資                         | 53,914  |                |         |
| のの資                         | 8,154   |                |         |
| のの資                         | 26,639  |                |         |
| のの資                         | 17      |                |         |
| のの資                         | 13,449  |                |         |
| のの資                         | 138     |                |         |
| のの資                         | 32      |                |         |
| のの資                         | 50      |                |         |
| のの資                         | 407     |                |         |
| のの資                         | 957     |                |         |
| のの資                         | 3,655   |                |         |
| のの資                         | 1,289   |                |         |
| のの資                         | 176     |                |         |
| のの資                         | △1,053  |                |         |
| のの資                         | 152,356 | 負債・純資産合計       | 152,356 |
| 資産合計                        |         |                |         |

## 損益計算書

〔2024年4月1日から  
2025年3月31日まで〕

(単位:百万円)

| 科 目                         |         | 金 額   |         |
|-----------------------------|---------|-------|---------|
| 売 売                         | 上 原 高 価 |       | 142,810 |
|                             |         |       | 109,320 |
| 販 売                         | 上 総 利 益 |       | 33,489  |
| 費 及 び 一 般 管 理 費             |         |       | 26,974  |
| 営 営                         | 業 利 益   |       | 6,515   |
| 業 外 収 益                     |         |       |         |
| 受 取 利 息                     |         | 359   |         |
| 受 取 配 当 金                   |         | 4,162 |         |
| 貸 倒 引 当 金                   | 戻 入 額   | 66    |         |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益           |         | 224   | 4,812   |
| 業 外 費 用                     |         |       |         |
| 支 払 利 息                     |         | 69    |         |
| 社 債 利 息                     |         | 67    |         |
| 為 替 差 損                     |         | 607   |         |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用           |         | 98    | 842     |
| 経 常 利 益                     |         |       | 10,486  |
| 特 別 利 益                     |         |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益               |         | 7     |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           |         | 1,196 |         |
| 受 取 損 害 賠 償 金               |         | 2,782 | 3,986   |
| 特 別 損 失                     |         |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 損               |         | 1     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損               |         | 32    |         |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 |         | 47    | 80      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |         |       | 14,391  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     |         | 3,150 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               |         | △115  | 3,034   |
| 当 期 純 利 益                   |         |       | 11,357  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

文化シヤッター株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 平 井 肇   |
| 業務執行社員  |       |         |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 池 田 宏 章 |
| 業務執行社員  |       |         |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 重 松 あき子 |
| 業務執行社員  |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通説の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

文化シヤッター株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 平 井 肇   |
| 業務執行社員  |       |         |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 池 田 宏 章 |
| 業務執行社員  |       |         |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 重 松 あき子 |
| 業務執行社員  |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席（リモート等出席を含む。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を監査等により調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、事業及び財産の状況を監査等により調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

文化シヤッター株式会社 監査等委員会

|                |        |   |
|----------------|--------|---|
| 常勤監査等委員        | 松山 成 強 | ㊞ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 藤田 昇 三 | ㊞ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 阿部 和 史 | ㊞ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 早坂 善 彦 | ㊞ |
| 監査等委員（社外・独立役員） | 嶋村 和 恵 | ㊞ |

(注) 監査等委員 藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、及び嶋村和恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主メモ

|                        |                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                   | 毎年4月1日から翌年の3月31日まで                                                                                                                                                                                                        |
| 定期株主総会                 | 6月                                                                                                                                                                                                                        |
| 基準日                    | 3月31日<br>その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日                                                                                                                                                                                        |
| 配当の基準日<br>期末配当<br>中間配当 | 3月31日<br>9月30日                                                                                                                                                                                                            |
| 公告方法                   | 当社ホームページに掲載 (URL <a href="https://www.bunka-s.co.jp/">https://www.bunka-s.co.jp/</a> )<br>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。<br>※貸借対照表、損益計算書は、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。 |
| 株主名簿管理人                | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                         |
| 特別口座の<br>口座管理機関        | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                         |
| 郵便物送付先                 | 〒168-0063<br>東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                                                                                        |
| (電話照会先)                | 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)<br>取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。                                                                                                                                                       |

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】

株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

【未払配当金の支払いについて】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

## ■トピックス

### 創立70周年を迎えました

当社は今年、創立70周年を迎えました。先人の努力と功績に敬意を抱き、これからも全てのステークホルダーへ感謝の念を込め、世の中に「安心」「安全」を提供する『快適環境ソリューショングループ』として進化し続けてまいります。



# 第79期定時株主総会会場ご案内図

## 会場

文化シャッター株式会社 東京都文京区西片一丁目17番3号



## 交通

- A** 都営地下鉄三田線  
春日駅(A5/A6出口)より 徒歩 3 分
- B** 都営地下鉄大江戸線  
春日駅(A6出口)より 徒歩 3 分
- C** 東京メトロ南北線  
後楽園駅(8番出口)より 徒歩 7 分
- D** 東京メトロ丸ノ内線  
後楽園駅(4b出口)より 徒歩 12 分
- E** JR中央・総武線  
水道橋駅(東口)より 徒歩 15 分
- F** 文京区コミュニティバス  
文化シャッター前下車 徒歩 0 分



ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を支えています  
FSC® C013080



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。